

論文審査の結果の要旨

氏名：福 島 由 衣

博士の専攻分野の名称：博士（心理学）

論文題名：目撃者識別の正確さに影響する面接者要因の心理学研究

審査委員：(主査) 教授 巖 島 行 雄

(副査) 教授 羽 生 和 紀

駿河台大学 教授 原 聰

本論文は目撃者が犯人を識別する際の、その識別の正確さに影響する要因を目撃証言の心理学から検討したものである。目撃者の誤った犯人識別が裁判で重要な有罪証拠として認定されて、裁判が誤ることが少なからず報告されている。では、目撃者はなぜ誤るのか。その誤りの原因の一つが目撃者の犯人識別の方法に関わる諸要因であることがわかってきた。そのうち目撃者の犯人識別に関わる心理学要因はシステム変数として知られ、司法制度が統制できる要因とされてきたが、わが国ではほとんど手付かずの研究領域であった。本研究は、目撃者の識別における識別実施者への誘導が、識別の正確さに影響する要因であることを取り上げて、その影響の大きさと影響抑止の方法を、模擬犯罪の目撃という方法を採用して検討したものである。従来、実務における識別方法は単独面通し、もしくはラインナップ（複数人物からの識別）が行われてきた。本研究でもこの二つの識別形式を採用しての検討が行われた。

論文は5部構成である。第I部は序論であり、識別における誘導効果に関する当該領域の先行研究のレビューが行われ、さらにそのレビューから導かれる研究仮説が提示される。つまり、目撃者識別における誘導の影響を二つに区分して検討することが主張される。一つの影響は識別時の目撃者の判断に影響する誘導であり、もう一つは目撃者が識別した後の出来事の想起に影響する誘導である。そして、前者の誘導に関しては、3つの実験において「わからない」判断を選択しに加えて、後者の誘導効果に関しては2つの実験で質問紙法とインタビュー法を採用して検討するとしている。最後に、目撃供述の特徴に関する知識の調査が行われるとした。

第II部から第IV部までの実証研究は以下の通りである。

研究1は誘導の効果と識別の反復の効果をも、単独面通し（一人だけを見せる識別形式）を用いて検討している。目撃者は実験室で財布から現金を抜き取る人物を目撃する。その目撃から一週間後、目撃者は面接官による識別に参加した。この識別に際して誘導的な面接官と誘導しない面接官が用意されていた。さらに一週間後、目撃者は、再び同じ面接官による識別に参加した。各々の識別は2回ずつ実施された。識別では犯人以外の人物が提示されたが、誘導条件では正しく棄却（犯人ではない）と判断できた者は一人もいなかった。しかもこれは4回の識別のすべてでそのような結果であった。また誘導なし条件に比較して、誘導なし条件では「わからない」判断が多く、少なくとも「わからない」判断の導入によって、誤って犯人を選ぶ危険性が少ないことが明らかになった。しかしながら、誘導条件では「わからない」判断が「はい」判断の二分の一から三分の一に分布していて、わからない判断が十分に機能しているとは言い難い。ただこれは、わからない判断を選択肢に入れない場合との比較がないので、今後の検討課題となろう。また主観的な報告としての確信度は誘導なし条件に比較して誘導あり条件で低い結果であった。この確信度の結果をどのように実際の場面で使用するのか、今後のさらなる検討が必要になろう。

研究2では、研究1で採用した誘導が面接者の裁量に任されていたが、この点を統制して誘導の方法を固定して、誘導条件のすべての目撃者に同じ教示が与えられた。また目撃用の刺激もライブの上演からビデオ刺激に代

えて、新たに作成したものを使用した。ラインナップは同時提示法を採用し、目撃後にその内容を直後再生する条件と再生しない条件が設けられた。ラインナップは被目撃者のいない6人の人物写真によって、同時提示法によって行った。結果は、出来事や人物の特徴についての直後再生を行っても人物識別への影響はなかった。誘導条件では目撃者全員が誤って人物を選ぶという結果であった。これに対して誘導なし条件では、正しく「いない」と判断した者が23%であり、誤って選んだ者および「わからない」判断の者がそれぞれ38%であった。ここでも誘導なし条件では「わからない」判断が機能し、誘導条件ではそのような機能が働かないことが明らかになった。誘導が識別に強く作用する結果が示された。

研究3は、「わからない」判断の導入が、誘導的な識別手続きの繰り返し（2回の反復）にどのような影響を与えるのかを、二種類の識別形式（単独面通しと同時提示ラインナップ）を用いて検討したものである。刺激等は研究2と同様であった。結果は単独面通しでも同時提示ラインナップでも「わからない」判断の選択が少なかった(0-14%)。しかしながら、誘導あり条件では単独面通しで同時提示ラインナップよりも正棄却が多く（一回目も二回目も）、単独面通しの方法的優位性が示された。この傾向は誘導なし条件でも認められた。単独面通しの優位性に関しては新しい発見であり、この方法が実務でどこまで妥当するのかに関しては今後の検討が望まれよう。

研究4は、識別がなされた後に提示される確証的なフィードバック（「正解です。よくわかりましたね」等）を目撃者に与えることで、識別が誤っていても、目撃記憶の確信度が上昇し、事後的に目撃条件が良かった（実際には悪かった）、注意して見た、すすんで裁判で証言する等の記憶の変更が起こることを検証する目的で行われた。確証的フィードバックの影響は、目撃後に用意された調査用紙によって測定された。結果は、フィードバックなし条件や非確証的フィードバック条件よりも、確証的フィードバック条件で「よく見えていた」「十分な情報が得られた」「裁判にて進んで証言」などの項目で影響が認められた。確証的フィードバックが極めて危うい効果を持つことが示された。

研究5は、研究4で使用した調査用紙をインタビューアーによる聞き取りに変えて検討したものである。ただしこの研究では非確証的フィードバック条件は含めなかった。効果測定は、質問紙の項目をインタビューアーが口頭にて伝えて、その回答を目撃者から得るといった方法によった。結果はすべて録音され、それをデータとして分析した。結果は、「よく見えていた」「顔を見た時間の長さ」の項目で確証的フィードバックの効果が認められるというものであった。研究5で効果が少なかったことについては、研究4の質問紙の方ではセルフペースでの回答であり、効果の浸透が起りやすかったとの可能性が解釈された。しかし18名中12名がフィードバックによって回答に影響が出たと報告しており、質問項目には変化が認められないものの、確証的フィードバックが目撃者の誤った記憶の信念に影響する可能性が指摘された。

研究6は、目撃者の事情聴取における実務での誘導の可能性やその是非、目撃者証言心理学の専門家の意見が役立つかなど、目撃者に関わる知識について大学生を対象に、28項目にわたって調査したものである。誘導に関する質問では、目撃者が面接官の誘導に影響を受けてしまうであろうと考えていることが明らかになった。また目撃証言心理学が明らかにしてきた知識と学生の知識の間に乖離のある項目のあることも示された（たとえば、司法関係者は目撃者の正確性の弁別一般市民よりも優れているとの意見を支持するものが多かったが、実際にはそうではない）。

第V部は結論で、誘導による誤識別を抑制するための選択肢としての「わからない」判断は、今回の実験的検討においては有効な手段とは言えないこと、ただし、誘導なし条件における「わからない」判断のオプションは、誤識別を抑制する機能を有することが明らかになった。また単独面通しが常に問題の多い識別ではなく、ラインナップ識別に問題が多いことも指摘された。このような誘導効果を回避するための、二重盲検法の採用が主張された。さらに識別の後に与えられる確証的フィードバックの効果も確認されたが、むしろこの効果は面接者を介

して質問を行うと回避される可能性が示唆された。また、目撃供述にまつわる学生の知識に関しては、科学的知識との乖離も指摘された。

本研究では、本邦で検討されることがなかった犯人識別の正確さにかかわる要因、特に誘導要因とその抑制に関する心理学研究と、識別後の確証的フィードバックの効果の再現と効果の抑制方法を、フィードバック後の質問紙もしくは面接によって行ったものである。研究1から3を通して、面接者の誘導は極めて強力であり、これを抑止する方法としての「わからない」判断のオプションが効果を持たないことが明らかとなった。しかしながら、正しい方法が採用されれば、「わからない」判断が誤識別の抑止力になることを示した点など、従来明らかにされていなかった結果を見出すなど、高く評価される。研究1と3の単独面通しの成績の違いが果たして、面接の誘導方法の違いによるものかどうかなど、今後検討されるべき課題である。また研究で採用された模擬犯罪というのは、現実の事件とは異なり模擬の実験からの知識である。今後、一層現実を反映した、生態学的妥当性を高める研究が望まれる。検討されるべき課題は多いが、新しい貴重な発見も少なからず見出され、著者の研究能力の高さ、着眼点の適切さを示す結果となった。仮説を導き、それを具体的な研究へと導く研究者としての様々な能力は高く評価されてよい。

よって本論文は、博士（心理学）の学位を授与されるに値するものと認められる。

以上

平成29年1月26日